

## 廃棄物処理法政省令事項素案について

- ※ 以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいう。
- ※ 以下「現行令」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令をいい、「現行規則」とは現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいう。
- ※ 以下「検討会」とは、有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会をいい、「ガイドライン」とは、有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（仮称）をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- ※ 内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（改正法による条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

## 1. 電子マニフェストの一部義務化（法第 12 条の 5 関係）

## 法参照条文

（電子情報処理組織の使用）

第 12 条の 5 第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第 12 条の 3 第 1 項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第 12 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

2～12 （略）

(1) 運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物<省令事項>

法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)とすることとする。

(2) 電子情報処理組織使用義務者<省令事項>

法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、前々年度の産業廃棄物((1)の産業廃棄物に限る。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者(当該事業場から排出される産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)とすることとする。

(3) 情報処理センターに登録することが困難な場合<省令事項>

法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とすることとする。

- ① 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者若しくは処分受託者又は情報処理センターが、電子情報処理組織を使用して登録し、報告し、又は通知することが困難であると認められる場合
- ② その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- ③ 常勤の職員の年齢が、平成31年3月31日において、いずれも65歳以上である電子情報処理組織使用義務者であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続されていない場合(その後平成31年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の職員を新たに雇用した場合を除く。)

(4) 情報処理センターへの登録期限<省令事項>

法第12条の5第1項の環境省令で定める期間は、3日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)とすることとする。

※ 併せて、法第12条の5第2項から第4項までの環境省令で定める期間(現行規則第8条の31の3(情報処理センターへの登録期限)、第8条の34(情報処理センターへの報告期限)及び第8条の34の2(処分受託者の情報処理センターへの報告期限))も同様に改正することとする。

(5) 情報処理センターへの登録手続及び情報処理センターへの登録事項<省令事項>

法第12条の5第1項に規定する環境省令のうち、上記(1)から(4)まで以外のものは、現行規則第8条の31の2(情報処理センターへの登録手続)及び第8条の32(情報処理センターへの登録事項)によることとする。

- (6) 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画<現行省令第8条の17の2>  
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画の記載事項に、電子情報処理組織の使用に関する事項を追加することとする。
- (7) 管理票の記載事項<現行省令第8条の21 関係>  
管理票(紙マニフェスト)の記載事項として、電子情報処理組織使用義務者であつて、(3)に該当し管理票を交付する場合の理由を追加することとする。
- (8) その他<現行省令第8条の39 関係>  
情報処理センターが定める業務規程の記載事項に、情報処理業務の中立性及び公正性に関する事項を追加することとする。

## 2. 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（改正法第12条の7関係）

### 法参照条文

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）

第12条の7 二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみを行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事（同項に規定する都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該二以上の事業者全てについての議決権保有割合（一の事業者が保有する他の事業者の議決権の数を当該他の事業者の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）に関する事項

三 当該二以上の事業者に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項

四 その他環境省令で定める事項

3～6 （略）

7 第1項の認定を受けた者は、第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

8 （略）

9 第1項の認定を受けた者は、第7項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、共同して、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

10 （略）

11 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及び第7項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(1) 一体的な経営を行う事業者の基準<省令事項>

法第 12 条の 7 第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準は、二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ② 次のいずれにも該当する。
  - イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上に相当する数又は出資を保有していること。 ※議決権を行使できることが必要
  - ロ その役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
  - ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正な処理を行っていたこと。

(2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準<省令事項>

法第 12 条の 7 第 1 項第 2 号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとすることとする。

- ① 当該申請に係る産業廃棄物の処理及びその統括して管理する体制に関する計画を有しており、かつ、当該計画においてその事業内容及び責任の範囲が明確に位置付けられている者であること。
- ② 当該申請に係る産業廃棄物以外の廃棄物の処理を行う場合にあつては、それらを区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- ③ 当該申請に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、共同して、委託を行うとともに管理票の交付を行う者であること。
- ④ 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ⑤ 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ⑥ 欠格要件に該当しないこと。
- ⑦ 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。
- ⑧ 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。
  - イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
    - ・ 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
    - ・ 積替施設を有する場合には、当該産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次によること。

- ・ 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 産業廃棄物処理施設にあっては、法第 15 条第 1 項の許可（法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた場合にあっては、同項の許可）を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合には、搬入された産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

⑨ その他環境大臣が定める基準に適合していること。

### （3）認定の申請＜省令事項＞

法第 12 条の 7 第 2 項の認定の申請は、当該申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、産業廃棄物処理施設が存する区域を管轄する都道府県知事に申請することとする。

※ 当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請することとする。

### （4）申請に係る書類等＜省令事項＞

法第 12 条の 7 第 2 項第 4 号の環境省令で定める書類等は、次に掲げるとおりとすることとする。

① 当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域

② 次に掲げる事項を記載した事業計画

- ・ 事業の内容
- ・ 当該申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程
- ・ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法
- ・ 当該申請に係る処理を行う者の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
- ・ 運搬を行う場合には、当該運搬の用に供する施設の種類及び数量
- ・ 処分を行う場合には、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式、構造及び設備の構造
- ・ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替え又は処分等のための保管上限、第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの

- ・ 法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可

を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可申請をしている場合にあっては、申請年月日）

- ・ 次に掲げる産業廃棄物等の一年間の数量等  
当該申請に係る処理を行う産業廃棄物ごとの数量、当該申請に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量等（必要に応じ、事務所及び事業場別の情報）
  - ・ 当該申請に係る一連の処理の行程を統括して管理する体制
  - ・ 当該申請に係る処理を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合には、締結する委託契約の内容
  - ・ 環境大臣が定める事項
- ③ 事業計画には次の書類を添付する。
- ・ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書等
  - ※ 発行済株式の保有状況等を示す書類（親会社以外の株主名簿）、かつて同一の事業者であったことを証明できる書類（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）も添付
  - ・ （2）収集、運搬又は処分を行う事業者の基準のうち、④～⑦に適合することを示す書類
  - ・ 役員の氏名及び住所
  - ・ 当該申請に係る処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類
  - ・ ほかに、当該申請に係る処理の用に供する施設が基準に適合したものであることを示す書類
  - ・ （1）一体的な経営を行う事業者の基準のうち、②ハに適合することを示す書類
  - ・ その他環境大臣が定める書類 等
  - ※ 認定申請に当たっては、上記のほか、法第12条の7第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出する。

#### （5）変更の認定の申請＜省令事項＞

- ① 法第12条の7第7項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。
- イ 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - ロ 認定の年月日及び認定番号
  - ハ 変更の内容
  - ニ 変更の理由
  - ホ 変更後の処理の開始予定日
- ② 申請書には、認定証及び当該変更に係る書類を添付しなければならないこととする。
- ※ 申請書の提出先は、当該変更の認定に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域又は処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事とする。

(6) 変更の認定を要しない軽微な変更<省令事項>

法第 12 条の 7 第 7 項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とすることとする。

- ① 議決権保有割合に関する事項
- ② 当該申請に係る処理を行う者（その委託を受けて当該処理を行う者を含む。）並びに当該者が担う事業内容及び当該者に係る責任の範囲に関する事項
- ③ 派遣している役員に関する事項
- ④ 当該申請に係る産業廃棄物の種類
- ⑤ 当該申請に係る産業廃棄物の一連の処理の行程
- ⑥ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状 等

(7) 変更の届出<省令事項>

- ① 法第 12 条の 7 第 9 項の規定による変更の届出は、当該変更の日から 10 日以内に、次の事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 認定の年月日及び認定番号

ハ 変更の内容

ニ 変更の理由

ホ 変更の年月日

- ② 届出書には、認定証及び当該変更に係る書類を添付しなければならない。

※ 届出書の提出先は、当該届出に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域又は処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事とする。

(8) 認定証<省令事項>

都道府県知事は、法第 12 条の 7 第 1 項の認定又は同条第 7 項の変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。

(9) 認定証の表示<現行規則第 7 条の 2 及び第 7 条の 2 の 2 関係>

運搬車・船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準に、法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた者を追加し、認定番号（二以上あるときは、それらの全て）等を車体の両側面に鮮明に表示すること及び運搬車等に認定証（二以上あるときは、それらの全て）の写しを備え付けておくこととする。

(10) 廃止の届出<政令及び省令事項>

- ① 法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。



② ①の届出は、当該廃止の日から 10 日以内に、次に掲げる届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 認定の月日及び認定番号

ハ 廃止した事業の範囲

ニ 廃止の理由

ホ 廃止の年月日

③ 法第 12 条の 7 第 1 項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、②の届出書に、認定証を添付しなければならないこととする。

※ 届出書の提出先は、当該届出に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域又は処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事とする。

#### (11) 報告<省令事項>

第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた者は、共同して、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

① 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

② 認定の年月日及び認定番号

③ 当該認定に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量

④ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物の種類ごとの数量

#### (12) 帳簿を備えることを要する事業者<現行令第 6 条の 4 関係>

帳簿を備えることを要する事業者として、法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた者を追加することとする。

#### (13) 帳簿記載事項等<省令事項>

法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとすることとする。

① 当該認定に係る産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者が当該施設において当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該処分される産業廃棄物の種類ごとに、処分年月日、処分方法ごとの処分量及び処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量とする。

② 当該認定に係る産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該認定を受けた者のうち他の事業者が当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該処分される産業廃棄物の種類ごとに、収集・運搬：当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量、処分：当該産業廃棄物の処分を行った

事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量とする。

- ③ 当該認定に係る産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う場合（②に掲げる場合を除く。）にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量とする。
- ④ 当該認定に係る産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、現行規則第8条の5第1項第1号及び第2号の規定の例による。  
※ 特別管理産業廃棄物についても上記①から④までと同様とする。

(14) 政令で定める市の長による事務の処理<現行令第27条関係>

指定都市の長等が行う事務として、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第12条の7第1項の規定による認定及び同条第7項の規定による変更の認定に関する事務の一部（※）等並びに（10）廃止の届出に係る事務を追加することとする。

※ 当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて産業廃棄物の収集又は運搬のみを行おうとする場合に係る認定及び産業廃棄物の積替えを行う区域において行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る認定

(15) 事務の区分（現行令第28条関係）

第一号法定受託事務として、（10）廃止の届出に係る事務を追加することとする。

### 3. 有害使用済機器の保管等（法第17条の2関係）

#### 法参照条文

（有害使用済機器の保管等）

- 第17条の2 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第30条第6号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。
- 3 （略）
- 4 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。
- 5 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

※ 以下の有害使用済機器の指定等の考え方の詳細は、検討会中間取りまとめ（参考資料1）参照

#### （1）有害使用済機器＜政令事項＞

法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次のとおりとすることとする。

1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - a. ブラウン管式のもの
  - b. 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具

7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVD レコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 1～32 については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とする。

※ これらの附属品については、取扱いを検討

（2）有害使用済機器の保管等の基準＜政令、省令、ガイドライン等事項＞

法第 17 条の 2 第 2 項の規定による有害使用済機器の保管及び処分の基準は次のとおりとすることとする。

① 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管場所の要件

- ・ 周囲に囲い(荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの)を設けるとともに、有害使用済機器の保管の場所である旨その他保管に必要な事項を記載した掲示板を設けることとする。

ロ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等

- ・ 汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこととする。
- ・ 保管及び保管に係る作業を行うに当たり、有害使用済機器(その一部も含む)の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置(例えば、屋外において容器を用いずに保管する場合は、隣地へ飛散しないよう敷地境界から十分離隔する、堅牢な壁で三方が囲まれている場合は、保管高を壁の高さ以下に抑えるとともに壁で囲まれていない面は敷地境界から十分離隔するなど)を行うこととする。

ハ 保管時の火災防止

〔 いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。 〕

- ・ 火災防止の観点から保管の高さを概ね5 m以下とし、集積面積を一定以下とする等(例えば、一の集積単位の集積面積を $200\text{m}^2$ 以下とし、集積単位間の離隔距離を2 m以上とする)の措置を講ずることとする。
- ・ 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、火災にならないよう回収し、適切に処理することとする。
- ・ 火災及び延焼の防止の管理を容易にする観点から、廃棄物と金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管することとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

② 有害使用済機器の処分に当たっては、次によること。

イ 飛散・流出防止、騒音・振動防止等

- ・ 処分に伴う有害使用済機器(その一部も含む)の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置を行うこととする。

ロ 処分時の火災発生防止

いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。

- 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理することとする。

#### ハ 特定の品目に係る処分基準

- 家電リサイクル法の対象4品目に該当する機器は、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法によることとする。

#### ニ 処分施設の生活環境保全措置

- 有害使用済機器の処分に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置、処分によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置及び爆発による被害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

### (3) 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者<省令事項>

法第17条の2第1項の環境省令で定める者は、次のとおりとすることとする。

- ① 法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）

（届出除外対象者のイメージ）

- 市町村等
- 市町村等の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- 市町村等の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
- 一般廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- 一般廃棄物処分業者
- 産業廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- 産業廃棄物処分業者
- 広域的処理認定業者（収集運搬又は処分を認められた者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む）（収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の者に限り、当該者は保管のみ適用除外）
- 再生利用認定業者（収集運搬又は処分を認められた者）（収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の者に限り、当該者は保管のみ適用除外）

- 現行規則第2条第2号又は第9条第2号に基づく再生利用業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
  - 規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく再生利用業者
  - 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（再資源化事業計画に従って行う行為に限る）
  - 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の委託を受けた者（再資源化事業計画に記載の者が当該計画に従って行う行為に限る）
  - 製造業者等（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた者に限る。以下同じ。）
  - 製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受け、積替保管を行う者に限る）（保管のみ適用除外）
  - 製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受け、処分を行う者に限る）
  - 家電リサイクル法第32条で指定された指定法人
  - 家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて積替保管を行う者（保管のみ適用除外）
  - 家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて処分を行う者
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者  
（届出除外対象者のイメージ）
- 事業場の敷地面積  $100\text{m}^2$  未満の者
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、かつ、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができる者に限る。）（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等）  
（届出除外対象者のイメージ）
- 【製造業者等】**
- 自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等
  - 型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等
- 【販売業者等】**
- 店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
  - カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一

時保管するカー用品店

- ・ リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

【機器の回収を伴うその他の業】

- ・ 電気機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- ・ 携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- ・ 電気電子機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店

※ 改正法の条文解釈上、届出除外対象となる範囲を精査の上、省令にて規定。

※ 「処分」とは、廃棄物としての処分ではなく、製品として使用する以外の有価の取引等をいう。

(4) 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類<省令>

① 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

イ 申請者の基本情報

- ・ 氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類

ロ 事業一般に関する事項

- ・ 事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類

ハ 保管に関する事項

- ・ 保管する機器、保管場所の面積、保管量の上限、保管高さ上限、保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）

ニ 処分に関する事項

- ・ 処分の方法、処分する機器・数量、処分施設の種類・数量・設置場所・構造がわかる図面（平面図、構造図等）

② ①の届出は、事業開始前 10 日前までとすることとする。

・新規は事業開始前 10 日前までとすることとする。

・届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

(5) その他必要な事項<政令事項等>

① 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作



成し備え付ける（機器毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡 quantity 等を記載。）こととする。

- ② 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後 10 日以内に提出。）こととする。

(6) その他

- ① 政令で定める市の長による事務の処理<現行令第 27 条関係>  
指定都市の長等が行う事務として、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、(5) ②廃止の届出に係る事務を追加することとする。
- ② 事務の区分（現行令第 28 条関係）  
第一号法定受託事務として、(5) ②廃止の届出に係る事務を追加することとする。

4. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る適正処理困難通知（法第14条の2、第14条の3の2、第14条の5及び第14条の6関係）

法参照条文

（変更の許可等）

第14条の2（略）

2・3（略）

- 4 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であつて当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、事業の全部又は一部を廃止した旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならない。
- 5 前項の規定による通知をした者は、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（許可の取消し）

第14条の3の2（略）

2（略）

- 3 前2項の規定により許可を取り消された者であつて当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、許可を取り消された旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならない。
- 4 第14条の2第5項の規定は、前項の規定による通知をした者について準用する。

（変更の許可等）

第14条の5（略）

2・3（略）

- 4 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であつて当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、事業の全部又は一部を廃止した旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならない。
- 5 第14条の2第5項の規定は、前項の規定による通知をした者について準用する。

（準用）

第14条の6 第14条の3及び第14条の3の2の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第14条の3第2号中「第14条第5項第1号又は第10項第1号」とあるのは「第14条の4第5項第

1号又は第10項第1号」と、同条第3号中「第14条第11項（前条第2項）とあるのは「第14条の4第11項（第14条の5第2項）」と、第14条の3の2第1項第6号中「第14条第1項若しくは第6項」とあるのは「第14条の4第1項若しくは第6項」と、「第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5第1項」と読み替えるものとする。

（1）法第14条の2第4項の規定による通知の手続＜省令事項＞

法第14条の2第4項の規定による通知は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならないこととする。

- ① 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- ② 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び当該事由の内容

※ 併せて、現行規則第10条の6の2第2号を削ることとする。

（2）通知の写しの保存期間＜省令事項＞

法第14条の2第5項の環境省令で定める期間は、5年とすることとする。

（3）法第14条の3の2第3項の規定による通知の手続＜省令事項＞

法第14条の3の2第3項の規定による通知は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可が取り消された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならないこととする。

- ① 取り消された産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- ② 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可が取り消された年月日及び当該事由の内容

（4）通知の写しの保存期間＜省令事項＞

法第14条の3の2第4項において準用する法第14条の2第5項の環境省令で定める期間は、5年とすることとする。

（5）特別管理産業廃棄物に係る処理困難通知＜省令事項＞

（1）から（4）までと同様の措置を講ずることとする。

（6）環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正＜省令事項＞

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第6条第1項の規定により、書面の交付等に代えて当該書面に係る

電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができるものとして、従前の処理困難通知に加えて、(1)、(3)及び(5)の場合の処理困難通知も対象とすることとする。

## 5. 施行期日（改正法附則第1条関係）

### 法参照条文

#### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第12条の3の改正規定（同条第8項中「若しくは第14条の4第13項」を「、第14条の2第四項、第14条の3の2第3項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の4第13項若しくは第14条の5第4項」に改める部分を除く。）、第12条の4の改正規定、第12条の5の改正規定（同条第10項中「若しくは第14条の4第13項」を「、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、第14条の4第13項若しくは第14条の5第4項」に改める部分を除く。）、第12条の6第1項、第13条の3、第15条の4の7第2項及び第19条の5第1項第3号の改正規定、第24条の4の改正規定（「第12条の5第8項」を「第12条の5第9項」に改める部分に限る。）並びに附則第6条（地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の項の改正規定中「第12条の5第8項」を「第12条の5第9項」に改める部分に限る。）、第7条及び第8条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

#### （1）改正法の施行期日を定める政令＜政令事項＞

改正法の施行期日は、平成30年4月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定（1. 電子マニフェストの一部義務化関係）の施行期日は、平成32年4月1日とすることとする。

※ 電子マニフェストの一部義務化関係の規定の施行に当たり必要な経過措置を講ずる。併せて、法附則第1条第2号の施行期日以前における電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの登録期限等を3日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）とする改正規定の施行期日は、平成31年4月1日とする。